

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
6級	(1) 課長、室長、館長、局長及び所長の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	20	8.2%	課長 室長 局長 所長 参事 技監	12 1 2 1 3 1	20	8.2%	課長級
				計	20			
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 認定こども園園長の職務	17	6.9%	課長補佐 副室長 副所長 検査監 園長	13 1 1 1 1	17	6.9%	課長補佐級
				計	17			
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 認定こども園副園長の職務 (6) 園長及び教頭の職務 (7) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (8) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (9) 主任保健師の職務 (10) 主任司書の職務 (11) 指導主事の職務	62	25.3%	係長 センター長 主査 副園長 園長 教頭 主幹保育教諭 主任保育士 主任教諭 主任栄養士 主任保健師 指導主事 主任水道技師	18 2 12 2 2 1 7 6 2 1 4 1 4	62	25.3%	係長級
				計	62			
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、 運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	48	19.6%	主事 技師 保育教諭 教諭 保健師 業務士 運転士 業務主任 主任用務員 調理主任	21 3 1 1 2 10 1 3 1 5	48		
				計	48			
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務	41	16.7%	主事 技師 保育教諭 保育士 保健師 業務員 用務員 調理員	25 4 2 3 1 2 2 2	146	59.6%	係員級
				計	41			
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務	57	23.3%	主事 技師 保育教諭 保育士 教諭 管理栄養士	49 4 1 1 1 1	57		
				計	57			